



Title	インドにおける一九八五年脱党防止法
Author(s)	稲, 正樹
Citation	北大法学論集, 40(5-6上), 607-619
Issue Date	1990-08-31
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/16719">http://hdl.handle.net/2115/16719</a>
Type	bulletin (article)
File Information	40(5-6)1_p607-619.pdf



[Instructions for use](#)

# インドにおける一九八五年脱党防止法

稲 正 樹

## 目 次

- 一 問題の所在
- 二 一九八五年脱党防止法
- 三 若干の問題点

### 一 問題の所在

一九八四年一〇月三二日のシク教徒によるインディラ・ガン  
デー首相の暗殺後、直ちに会議派（I）総裁に就任したラジーヴ・  
ガンデーは、翌一九八五年一月に任期満了が予定されていた

連邦下院を解散し、四八・一九%の得票率で七八・八%の議席  
率の達成という、前例のない歴史的な勝利を獲得した。<sup>1)</sup>一九八  
四年二月三二日に新政府を発足させたラジーヴは、「清潔で効  
率的な政治」の実現という選挙公約を実施すべく、翌一九八五  
年一月一五日に開始された第八次連邦下院第一会期の冒頭、ザ

イル・シンの大統領演説(一月一七日)の中で、脱党防止法(Anti-Defection Law)の制定意図を公表した。ラジーヴは、会議派議員団の二回の会議において党内の合意を取り付けると、一月二日に全野党との会談を開いて、法案に対する野党の賛成を確保した。そして一月二四日にはアショク・セン法務大臣が、憲法(第五二次改正)法案という憲法改正法の形で、脱党防止法案を国会に提出した。下院においては四三名の議員が討論に参加したが、一月三〇日の一日で三読会を終了し、法案は、一名の棄権を除いた出席議員全員の賛成を得て可決された。翌三日に法案は上院に送付され、上院においても出席議員一九二名の全員の賛成を得て、同日可決された。両議院とも、憲法改正に必要な、議院の総議員数の過半数と出席し投票する議員の三分の二以上の多数による可決の要件を、充足していた。そして可決された憲法(第五二次改正)法案は、一九八五年二月一日に大統領の認証を得て成立した。<sup>3)</sup>

インドにおける党籍変更ないし脱党の政治は、一九六七年の第四次総選挙後の各州における会議派ヘゲモニーの衰退と共に始まった。<sup>3)</sup>その後、一九七〇年代の小康状態を経て、一九八〇年代前半においてもその傾向は持続し、各州において大規模な党籍変更ないし脱党の政治が蔓延した。ある論者はその状況を

次のように評している。会議派(I)のリーダーは、いくつかの州において大臣会議(II州内閣)の拡大を助言し、脱党者たちに大臣職の施しを提供することによって、脱党を引き起こす慣習を洗練し、職業化し、鋭いものにした。金の袋と大臣のポストが公然と提供された。脱党者たちは恥知らずにもそれを受け入れた。(州政府)打倒作戦の技術が改善され、実行された。非会議派(I)野党からの計画化され工作化されたマヌーバーによって、非会議派(I)州政府の打倒は促進され、会議派(I)はこのような一方向的売買によって利益を得たと。<sup>3)</sup>一九八四年七月に起こったジャンム・カシミール州のファールーク・アブドゥッラーの国民戦線(NC)政権の解任と、八月に起こったアンドラ・プラデーシュ州のN・T・ラーマ・ラオのテルグー・デサム党(TD)政権の解任は、いずれも、会議派(I)中央の指令に基づき、州知事が裁量権を行使して一方的に州内閣を解任し、解任後直ちに新内閣を任命して、脱党工作を行い、多数派形成を試みるという恰好の事例であった。<sup>3)</sup>

脱党を確保する手段としては当然のことながら、金銭による誘引があげられる。ある論者は、州議會議員一人当り、一九六〇年代においては二〇—四〇万ルピー、一九八〇年代においては一〇〇—一五〇万ルピーかかると推定している。他に物理的

監禁や誘拐、州知事の権限乱用も指摘されている。<sup>⑤</sup>

次に、インドにおける脱党現象の一般化の要因を、会議派自体の性格に求める以下のような仮説的見解が注目される。論者によれば、会議派は多党制の中の支配政党であり、野党は、組織政党 II C P I と C P I (M) の共産党及びインド人民党 (B J P) を除いて、会議派と関係を持つ必要性がある。インドの政治勢力は、会議派主義 (Congressism) と反会議派主義 (Anti-Congressism) に大別される。会議派主義が支配勢力である場合は必ず、脱党は会議派に向かって起こり、一方通行的である。

しかし短期間でも反会議派主義が支配する場合は、脱党は双向的となる。民族独立運動から政党へと成長した会議派は、党内に対抗的な個性・政策・計画を包含した雨傘形の政党であり、一九六九年及び一九七八年の分裂によってもこの特徴は失なわれなかった。その結果、①会議派は個人の集団からなる政党であるため、当該の集団が、党内の支配集団から疎外され無視されたと感じる場合には分離党を形成して脱党し、会議派又は野党の指導する州政府に参加して、権力の共有に賭けるのである。②歴史的理由に基づいて会議派はとりわけ、権力志向的な政治文化を持っており、党リーダーは政治権力なしで機能できない。③会議派に対する民衆の人氣に依じて、それが高い場合は派閥

利益に奉仕する内部的不一致に留まるが、それが衰退に向う場合は脱党が日常的にルール化する。そして、④会議派自体の非イデオロギー政党性の要因が考えられる。会議派自体があらゆる政策及びイデオロギーを代表する万華鏡となっているために、会議派の党内集団及び野党内の個人・集団とも、政治的忠誠心の焦点転換に関して、打ち勝つことのできないイデオロギー的な衝動抑制を感じてこなかったのであると、思われる。<sup>⑦</sup>

さて、以上のような脱党現象に対して、これまで三度にわたる抑制化の試みが行われてきた。第一に、一九六七年二月八日の連邦下院決議に基づいて設置された Y・B・チャヴァン委員会がある。委員会は八つの政党代表と著名な憲法学者を含めた一九名で構成され(委員長は内務大臣)、六回の会議を経て翌一九六八年九月二八日に報告書をまとめた。報告書は脱党防止法の制定に関しては消極的な姿勢を示したが、①政党による議員の行動綱領の作成、②脱党者を首相・州首相に任命せず、脱党後一年間又は再選されるまでの間大臣・議長に任命しないと、慣行の確立、③大臣会議の上限規模を定めるための憲法改正を、提案していた。しかしその後、勧告に従った具体的成果は生じなかった。第二は、インディラ政府により一九七三年五月一六日に国会に提出された、憲法(第三二次改正)法案であ

る。この法案は、自発的党籍放棄者と党議拘束違反者に対して議席剝奪措置を課す内容であったが、有力な違憲論も出され、両院協議会に付託された後に、下院の解散により廃案とされてしまった。第三は、ジャナタ党政府の時代の一九七八年八月に国会に提出された、憲法(第三八次改正)法案である。本法案は七三年法案に修正を加えて、党議拘束違反投票者を自動的議員失格とせず、投票日から三〇日以内に政党から除名処分を受けた場合にのみ議席を喪失すること、及び単なる棄権者は議員失格とはならないことを明記した。しかし七八年法案に対しても、与党内から強い反論が出され、モラルジ・デサーイ政府自体も翌一九七九年七月に七六名の議員が脱党したため崩壊し、廃案となる経過をたどったのである。

そこで本稿においては、以上のような事情を背景として成立した一九八五年脱党防止法<sup>⑩</sup>を二において紹介し、同法の持つ若干の問題点を三において検討する。

## 二 一九八五年脱党防止法

本法は次のような憲法付則の追加という形式で、制定されている。

第一〇付則〔第一〇二条(2)項、第一九一条(2)項〕

脱党 (defection) を理由とする失格 (disqualification) に関する規定

一、解釈—本付則においては、文脈の許す限り、

(a) 「議院」 (House) とは、国会のいずれかの議院、又は州立法議会、又は場合によっては州議会のいずれかの議院を意味する<sup>⑪</sup>。

(b) 「議会内党」 (legislature party) とは、第二節又は第三節又は場合によっては第四節の規定に従って、政党に所属する議院の議員に関しては、当該規定に従ってその政党に当分の間所属している、当該議院の全議員からなるグループを意味する。

(c) 「本来の政党」 (original political party) とは、議院の議員に関しては、第二節(1)項にいう議員の所属政党を意味する。

(d) 「節」 (Paragraph) とは、本付則の節を意味する。

二、「脱党を理由とする失格」(1)第三、四、五節の規定に従って、政党に所属している議院の議員は、以下の場合に議員資格を失う。

(a) 本人が自発的に、当該政党の党員の地位を放棄した場合。

又は、

(b) 本人がいかなる場合でも、自らの所属する政党の若しくは

政党により権能を付与された人若しくは機関の、事前の許可を得ることなく、当該の政党若しくは人若しくは機関の発する指令に反して、当該議院で投票し若しくは棄権する場合。及び当該の投票若しくは棄権が、投票し若しくは棄権した日から一五日以内に、当該の政党、人若しくは機関によって、容認されない場合。

説明—本項において、

(a) 議院の選挙によって選ばれる議員は、政党によって選挙のための候補者として擁立されたならば、当該政党に所属していると見なされる。

(b) 議院の指名議員は、

(i) 指名日において政党の党员である場合は、当該政党に所属していると思なされる。

(ii) それ以外の場合には、本人が第九九条又は場合によっては第一八八条の要件に従って、議席を占める日から六カ月が終了する以前に、その党员となる又は場合によっては最初に党员となるところの政党に、所属していると思なされる。

(2) 議院の選挙によって選ばれる議員であつて、政党によって擁立された候補者ではない形で選出された者は、当該選挙後にいずれかの政党に加入するならば、議員資格を失う。

(3) 議院の指名議員は、第九九条又は第一八八条の要件に従つて議席を占める日から六カ月が終了した後、いずれかの政党に加入するならば、議員資格を失う。

(4) 本節の以上の規定とかかわりなく、一九八五年憲法（第五次改正）法の施行日に、議院の議員である者は（選挙による議員であれ指名議員であれ）、

(i) 本法施行直前に政党员であつた場合は、本節(1)項にいう当該政党によって擁立された候補者として、当該議院の議員に出された者と見なされる。

(ii) それ以外の場合には、本節(2)項にいう、政党によって擁立された候補者ではない形で選出された議院の議員として、又は場合によっては、本節(3)項にいう議院の指名議員として見なされる。

三、分裂の場合に適用のない脱党を理由とする失格—議院の議員が、本人及び他の議会内党员が本人の本来の政党内の分裂の結果生じた派閥を代表するグループを構成しており、かつ、当該グループが当該議会内党员の三分の一以上を構成していると、主張する場合には、

(a) 議員は以下の理由に基づいて、第二節(1)項の下で失格とされない。

(i) 本人が自発的に、本来の政党の党員の地位を放棄したこと。又は、

(ii) 本人が、当該政党若しくは政党により権能を付与された人若しくは機関の、事前の許可を得ることなく、当該政党若しくは人若しくは機関の発する指令に反して、当該議院で投票し若しくは棄権したこと。及び当該の投票若しくは棄権が、投票し若しくは棄権した日から一五日以内に、当該の政党、人若しくは機関によって、容認されなかつたこと。

(b) 当該分裂の時点から、当該派閥は、第二節(1)項にいう本人の所属している政党であり、及び本節にいう本人の本来の政党であると見なされる。

四、合同の場合に適用のない脱党を理由とする失格—(1)議院の議員が、本人の本来の政党が他の政党と合同する場合において、以下のことを主張する時には、第二節(1)項に基づいて失格とされてはならない。すなわち本人及び他の本来の政党員が、

(a) 当該他政党の党員に若しくは場合によっては、当該合同によって結成された新党の党員になつたこと。又は、

(b) 合同を受け入れず、別個の一グループとして活動することを選択したこと。

また当該合同の時点から、当該他政党若しくは新党若しくは

グループは、場合に依じて第二節(1)項にいう本人の所属している政党であり、及び本項にいう本人の本来の政党であると見なされる。

(2) 本節(1)項にいう議院の議員の本来の政党の合同は、当該議会内党員の三分の二以上が当該合同に同意した場合にのみ、生じたものと見なされる。

五、適用除外—本付則に含まれる他の規定にもかかわらず、連邦下院議長若しくは副議長又は連邦上院副議長、又は州立法参事会議長若しくは副議長、又は州立法議会議長若しくは副議長長の職に選出された人は、以下の場合、本付則に基づいて失格とされてはならない。

(a) 本人が当該職への選出を理由として、自発的に、当該の選出直前に所属していた政党の党員の地位を放棄する場合。及び本人がそれ以後当該職を保持し続けている間は、当該政党に再加入せず、若しくは他の政党の党員にならない場合。又は、

(b) 本人が当該職への選出を理由として、当該の選出の直前に所属していた政党の党員の地位を放棄したが、当該職を保持しなくなつた後に、当該政党に再加入する場合。

六、脱党を理由とする失格に関する問題の決定—(1)議院の議員が本付則に基づく失格の対象となるか否かに関して、何らか

の問題が生じるならば、その問題は当該議院の議長の決定に付託され、かつ議長の決定は最終的である。

但し、議院の議長が当該の失格の対象となるか否かに関して、問題が生じるならば、その問題は議院の選出する議員の決定に付託され、かつその議員の決定は最終的である。

(2)本付則に基づく議院の議員の失格に関する問題についての、本節(1)項に基づくすべての手続は、第一二二条<sup>15</sup>の意味の範囲内の国会における議事であり、又は場合によっては、第二一二条<sup>16</sup>の意味の範囲内の州議会における議事であると見なされる。

七、裁判所の管轄権の禁止—本憲法の他の規定にもかかわらず、いかなる裁判所も、本付則に基づく議院の議員の失格に關連する事項について、何らかの管轄権も有してはならない。

八、規則—(1)本節(2)項の規定に従って、議院の議長は、本付則の規定を実施するため規則を制定することができる。また特に上記の一般規定をそこなうことなく、当該規則は、以下の事項を定めることができる。

(a)議院の種々の議員が所属している政党に関する、登録簿又はその他の記録の維持。

(b)議院の議員について第二節(1)項(b)号にいう性質の容認に關して、議院内党のリーダーが提出する報告書、並びにその提出

期限及び提出先。

(c)政党が議院の議員の自党への入党に關して提出する諸報告書、及び諸報告書の提出先である議院の役員。

(d)第六節(1)項にいう問題を決定する手続。当該問題を決定するために行われる調査手続を含む。

(2)本節(1)項に基づいて議院の議長によって制定される規則は、制定後できる限り早急に、当該議院の前に提出される。提出の最大期間は、一會期以内の又は二以上の連続會期以内の三〇日間である。また規則は、議院による修正を受けて若しくは修正なしで直ちに承認され、又は承認されない限りは、当該三〇日の期間の終了後施行される。規則は、承認される場合は、提出された形態において若しくは場合に依じて修正された形態において施行され、承認されない場合は、効力を有しないものとなる。

(3)議院の議長は、第一〇五条又は場合によっては第一九四条の規定をそこなうことなく、及び議長が本憲法に基づいて有することのできる他の権限をそこなうことなく、本節に基づいて制定される規則の故意による違反を議院特権の侵害と同一の方法で取扱う旨を、指令することができる。



## 三 若干の問題点

以上の脱党防止法に関しては次のような問題点が指摘できよう。<sup>12)</sup> まず基本的な反論として、憲法上の妥当性を疑問視する立場がある。すなわちこの立場においては、脱党は本質的に政治的道義に関する問題であつて、禁止法の制定によつてそれを治療することはできない。眞の救済は脱党者・党籍変更者に対して報酬と敬意を拒否する慣習を、政党が発達させることにある。政党の事前の同意を得ることなく政党の指令に反して、議員が投票し棄権することを失格事由としている本法は、立法者の良心の自由に反するのみでなく、憲法上の言論・表現の自由、結社の自由に反する違憲立法である。本法は議員を奴隸の地位にまで貶めている。議員は党のボスに対して責任を負うのではなく、選挙民に対して責任を負うのである。本法は議員の国民代  
表性、議院の国民代表機関性の性質を変質させてしまった。議会制民主主義において政治状況を凍結することはできない。民主的な政党を立法によつて建設することはできない。民主的な政党は、イデオロギー、原則への一定のコミットメント、異論に対する寛容を基礎として打ち建てることのできるものである。本法の制定によりインドの民主主義は自殺した。ラジューヴは自

殺協定を提案し、野党はこの提案を是認したのである、と言う。

他方、立法擁護論者は次のように主張している。候補者として選挙に立候補する権利、投票する権利は制定法によつて作られた権利であつて、従つて立法院の法律によつて縮小・制限することができ。議員の享受する言論・投票の自由は、あくまでも国民代表としての議員の義務を遂行するためのものであり、窮極の主権者たる国民の利益に反して、有害な行為にふける免許状を議員に与えるためのものではない。異論を述べる権利は疑いもなく貴重な権利である。しかしその権利が民主的な政府を立ち行かないものにし、薄弱にし、非効率的なものにするために行使されるのであれば、それは民主主義への攻撃とならう。政党に関しては既に、憲法上黙示的な認容がある。政党員は反論の権利について、一定の拘束を受認しなければならぬ。大抵の場合政党の標識の下で選挙される議員は、選挙民と所属政党に対する双子の義務を有しているのである。<sup>13)</sup>

次に立法形式に関係して、憲法改正法の形式を取らずに、既存の国民代表法の改正で行つた方が望ましかつたという議論がある。<sup>14)</sup> それは、本法第七節によつて裁判所の管轄権が一応排除されたにもかかわらず、「憲法の基本的構造・基本的特徴」法理を採用した基本権事件最高裁判決に依拠して、司法審査は憲法

の不可欠の基本的特徴の一つであるとの主張により、今後憲法改正自体が司法審査に服するところとなろうという可能性を、懸念しての議論である。他方国民代表法によれば、その種の立法は当初から憲法第三二九条(a)号<sup>21</sup>により、裁判所の干与が排除されているからである。更には頻繁な憲法改正によつて憲法の形態がそこなわれること、立法形式を取つた方が適応性・柔軟性に秀れていることも、理由にあげられている。

また各論上の問題点としては、以下のような指摘がされている。第一に、本法第二節(1)項(b)号の失格規定は余りに厳しすぎるところではないかと思われる。少なくとも政府に対する不信任決議、金銭法案、休会動議その他政府の特別な重要問題等に関する反対投票及び棄権に対してのみ、党議拘束が課せられるように限定化されるべきであろうと、言われている。第二は、指名議員と無所属議員間に不均衡な取扱いがなされていることである。すなわち前者は、本法第二節(1)項説明(b)号の(ii)及び第二節(3)項に基づいて、就任後六カ月の期間内に新たに政党に所属したとしても、欠格からは救済される。ところが後者は第二節(2)項に基づいて、選挙後に新たに政党に所属すれば、自動的に失格となるのである。このような両者間の差別的取扱いは理解できないところであり、無所属議員に関しては、選挙後に新たに

政党に所属することを許し、政党員となった後に当該政党から離脱した場合に初めて、失格とされるべきではないかと言われている。第三に、議長等の職にある者に関する適用除外規定の本法第五節に関して、(b)号において、議長職を辞した後に旧党に復帰する道を残していることも、立法の本来の精神に反するのではないかと思われる。第四に、政党分裂に関して旧党の三分の一以上の議員が分派を形成して脱党した場合に、本法の適用除外を認める第三節に対しては、厳しい批判が加えられている。これまで一層危険であるとされてきたのは、「組織化された集団による陰謀」ではなかったのか。「個々の議員の行う脱党に對しては眉をひそめるが、権力への渴望から生まれる大規模な脱党は公然と正当化する」機能をもたらす(リマエによる批判)ことになる本節は、合理性に乏しいと思われる。なおこの点に關連して、脱党の悪弊の原因となつていふと考えられる、州知事の恣意的な権限の行使を抑制する憲法改正が急務であるといふ見解と、分裂により州首相が議會多数派を失つた場合には、州首相は州下院を解散する権限を持つべきであり、州知事は州首相の解散要求を妨げてはならないといふ見解が、表明されている。また一九六〇年代の共産党の分裂のような、国会・州議會を横断するイデオロギー上の分裂が生じる場合には、分裂党

派がある議院においては三分の一を確保するが、別の議院においては三分の一に達しないという可能性もあろう。従って、今後、分裂概念の再整理が必要となってくるのではないかと思われる。

第五に、政党合同一般の適用除外を定めている本法第四節に關しても、選挙時の公約政策の類似している政党間の合同に限定すべきではないかという見解が、表明されているところである。第六に、失格問題の決定を議長に委ねている本法第六節に對しても、種々の論点が提起されている。議長は通常与党議員から選出されているため、議長を失格問題の決定権者とすることは、議長を政党政治の渦中へと引き入れることになるのではないかと懸念される。議員の失格問題一般に關する疑義の決定は選挙委員会が行うことになっているのであるから、脱党を理由とする失格問題の決定も選挙委員会の手に委ねるべきではなかったのか。あるいは問題の決定を完全に議長に委ねてしまふのではなく、当該議員に公正な聴問の機会を与え議長を補佐する機能を果たす、国会の何らかの委員会が設置されるべきであろうという見解が表明されている。第七に、裁判所の管轄権を除外している本法第七節に對しても、前述の議論とは別の立場から、根本的な異論が出されている。すなわち議員に對して憲

法第三二条又は憲法二二六条<sup>(3)</sup>に基づいて救済に訴えることを禁止していることは、本人に對する自然的正義の拒否に帰着するのではないかという点である。憲法の基本的特徴たる司法審査を排除している点は不適當な規定であると、指摘されている。最後に、本法の不備として、失格問題の提起者に關する法の沈黙、議長による失格問題の決定のタイム・リミットの不在、政党が分裂及び合同に關する必要な情報を伝達しない場合の処罰規定の不在等があげられよう。

以上の概観から一九八五年脱党防止法は種々の問題点を含んでいることが明らかになったと思われる。今後は、本法の運用状況の検討が筆者にとつての課題である。

## 註

- (1) 第八次総選挙の分析については、さしあたり G. G. Mirchandani & K. R. S. Murti, 1984 *Lok Sabha Elections : Massive Mandate for Rajiv Gandhi*, New Delhi : Sterling, 1985, を参照。
- (2) 簡単な立法過程は *The Journal of Parliamentary Information*, vol. 31 no. 1, 1985, pp. 142-3, 149-51, 参照。
- (3) 一九六〇年代の状況を検討した代表的文献として、Subhash C. Kashyap, *The Politics of Defection : A Study*

- of *State Politics in India*, Delhi : National, 1969.
- (4) M. C. Jain Kagzi, *The Present Constitutional Issues and Views*, New Delhi : Metropolitan, 1987, pp. 183-4.
- (5) *Ibid.*, pp. 33-54.
- (6) P. M. Kamath, "Politics of Defection in India in the 1980s," *Asian Survey* vol. 25 no. 10, 1985, pp. 1039-54 at 1048-9. नरेंद्र V. Bhaskara Rao, "A Ramlal-The Governor," in V. Bhaskara Rao & B. Venkateswarlu(eds), *Parliamentary Democracy in India : Trends and Issues*, Delhi : Mittal, 1987, pp. 213-9. は 'アンドラ・プラデーシュ州知事ラーム・ラールの権限乱用を分析して' ①州知事選出のガイドラインの明確化及び州知事の権限と機能を再定義する憲法改正の必要性、②大統領に対して適当な州知事候補を勧告する委員会を設置、③州知事権限の削減及び権限乱用者への厳罰、④州における大統領統治を認定する大統領に対する州知事の報告に関するの司法審査の必要性を提言しており、注目される。
- (7) Kamath, *op. cit.*, pp. 1044-5.
- (8) 例えは有力な憲法学者のバルキヴアラは「当時次のように述べた。本提案は「本当に野蛮な」ものであり、脱党とは何の関係もない。「国会議員・州議会議員がひとたび政
- 党員となれば、党綱領及び党が取りうる懲戒行為の問題を別にすると、自らの意見形成権や自らの頭で考える自由を持たない者になることを、インド憲法が期待している。また議員は「政党によって思うがままの方向に動かされる魂のない、良心を失った物体にならなければならない。このような言葉を議員に対して述べることよりも「より大きな侮辱は想像できなかつたであらう」N. A. Palkhivala, *Our Constitution : Defaced and Defiled*, 1974, pp. 67-8. quoted in Paras Diwan, *Abrogation of Forty-Second Amendment : Does Our Constitution Need A Second Look ?*, New Delhi : Sterling, 1978, p. 137.
- (9) その後一九八〇年にマドラー・タンタヴァテによる議員法案が国会に提出されたが、成案とならなかつた。但し、ジャンム・カシミール州においては一九七九年九月に「ジャンム・カシミール国民代表法の改正法の形で、脱党防止法が成立している。本文中の叙述は「*Ibid.*, pp. 134-9. Kagzi, *op. cit.*, pp. 180-3. Rai Singh, *Resurgence of Rajiv Gandhi : Assassination of Indira Gandhi & After*, New Delhi : ABC, 1985, pp. 135-50. Umeshwar Prasad Varma, *Rajiv Gandhi and Morality in Public Affairs*, Delhi : Mittal, 1988, pp. 77-87. に依つた。
- (10) テキストは「H. M. Seervai, *Constitutional Law of India : A Critical Commentary. Supplement to Third*

*Edition, Bombay : N. M. Tripathi, 1988, pp. A-4-8.*  
及⑤ *All India Reporter 1985 Acts 2014.*を使用した。

なお憲法改正法の形をとった本法は「憲法第一〇一条(議席の欠員)の(3)項(a)号について、「国会のいずれかの議院の議員は次の場合にその議席を失う。(a)第一〇二条(1)項に規定する失格事由のいずれかに該当するとき」を、「第一〇二条(1)項若しくは(2)項」に変え、第一〇二条(議員の失格)の(2)項の最後に、「第一〇付則に基づいて失格とされる者は、国会議員であることから失格とされなければならぬ」との文言を付加した。州議会議員に関しても、憲法第一九〇条(3)項(a)号及び第一九一条(2)項において、同様の技術的改正を行った。

(11) インドの国会は「連邦上院(House of the People, Lok Sabha)と連邦下院(Council of States, Rajya Sabha)からなる二院制である。州議会は多くは「立法議会(Legislative Assembly, Vidhan Sabha)のみの一院制であるが、六州においては他に「立法参事会(Legislative Council, Vidhan Parishad)を有する二院制をとっている。

(12) 連邦下院又は州下院において、大統領又は州知事により指名されるアングロ・インディアン(父又は父方の祖先がヨーロッパ人であるインド人で、インドに生まれ、かつ居住する者をいう)社会の代表の二名又は一名(憲法第三三一条、第三三三条)、連邦上院において大統領により指名

される、文学・科学・芸術・社会事業の分野で特別な知識と実際の経験を持つ二名(同第八〇条(3)項)、及び州上院において州知事により議員総数の六分の一の限度内で指名される、文学・科学・芸術・共同組合運動・社会事業の分野で特別な知識と実際の経験を持つ者(同第一七一条(3)項(e)号、(5)項)をいう。但し、「かならずしもかかる任命基準が守られず、与党党利からする任命がなされ問題とされている」との指摘がある(落合淳隆『インドの政治・社会と法』敬文堂・一九八七年・八六頁)。

(13) 各々国会議員・州議会議員の就任前の宣誓規定。

(14) 連邦上院議長には、副大統領が職務上就任する(憲法第八九条(1)項)。

(15) 憲法第一二二条(国会議事の審査についての裁判所の無権限)は次のように定める。「(1)国会における議事の効力は、手続上の瑕疵を理由に審査されることはない。(2)本憲法により又は本憲法に基づいて、国会における手続若しくは事務処理を規制し又は秩序を維持する権限を与えられた国会の役員又は議員は、その権限の行使に関し、裁判所の管轄権に服することはない。」憲法第二二二条も同様に、州議会議事の審査についての裁判所の無権限を定めている。

(16) 各々国会・州議会の議院、議員及び委員会の権限及び特権等を定める。

(17) 以下の議論は主に、Phul Chand and S. Rangaswami,

“The Anti-Defection Law : The Constitution (Fifty-Second Amendment) Act, 1985.” *Journal of Constitutional and Parliamentary Studies*, vol. 21 nos. 1-2, 1987, pp. 117-28. Madhu Limaye, *Contemporary Indian Politics*, New Delhi : Radiant, 1987, pp. 174-92. に依つてゐる。

(18) このような立論には、投票用紙に政党のシンボル・マークが印刷されており、有権者はそれに○印を付けて投票するという現行の投票方式が、何らかの影響を与えていると思われる。

(19) Kagzi, *op. cit.*, pp. 192-3.

(20) 一定の「憲法の基本的構造・基本的特徴」を破壊する憲法改正は認められないという、憲法改正の限界を明らかにした判決。 *Kesavananda Bharati v. State of Kerala*, (1973) Supp SCRI : (1974) 4 SCC225. なおこの法理は、*ミネルヴァ紡織会社事件最高裁判決 Minerva Mills Ltd. v. Union of India*, (1981) 1 SCR206 : (1980) 3 SCC625. においても再確認されている。

(21) 憲法第三二九条(選挙事項に対する裁判所の干与の排除)は次のように定めている。「本憲法の規定にかかわらず、(a)第三二七条(議会の選挙に関する規定を設ける国会の権限)又は第三二八条(州議会の選挙に関する規定を設ける州議会の権限)の規定に基づいてなされ又はなされないと

する選挙区の画定又は当該選挙区に対する議席の割当に關する法律の効力は、裁判所により審査されない。」

(22) ここでは次のような憲法第一〇三条(議員の失格に関する問題の決定)の規定が念頭に置かれている。すなわち、  
「(1)国会のいずれかの議院の議員が第一〇二条(1)項に規定する失格事由に該当するか否かに関して問題を生じた時は、当該の問題は大統領の決定に付され、その決定は最終的である。(2)前項の問題を決定するに当たっては、大統領は選挙委員会の意見を聞き、その意見に従つて措置しなければならない。」憲法第一九二条も同様に、州議会議員の失格に關する問題の決定は、選挙委員会の意見に拘束される州知事が行うものとしている。

(23) 憲法第三二条は最高裁における令状請求訴訟に基づく、憲法上の救済に対する権利を、第三二六条は基本権を確保するため及びその他の目的のための、高裁における令状請求訴訟を定めている。